

招集期日 平成24年5月11日（金曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第1委員会室

開 会 5月11日（金曜日）午後 1時29分

閉 会 5月11日（金曜日）午後 4時08分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	宮岡 幸江
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	永澤 美恵子	委員	山本 秀和
	委員	向口 文恵	委員	横田 淳一
	委員	小島 清人		

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員	都 築 敏 夫	齊 藤 光 明
	高 山 勇	玉 井 栄 治
	町 田 秀 紀	佐 藤 大 輔

△ 開会及び開議の宣告（午後 1時29分）

委員長 こんにちは。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 それでは、次第によりまして進めてまいります。

1の議員間自由討議についてを議題といたします。

この件につきましては、前回の委員会で、議員間自由討議の試行に際しての実施要項（案）を作成し、6月委員会より実施すると決定しました。この要項を改めて私なりに検討したところ、第1項として目的を入れたほうが議員同士の共通認識も深まり、また執行部にも議員間自由討議を行う目的が正しく伝わると感じますが、この件につきまして委員のご意見を伺いたいと思います。

この項目に対しまして、ワークシートのほうで見ていただければ、その目的が入っている内容もありますが。

〔（これのことを言っているのね。これに）と言う人あり〕

委員長 これに目的を足すということで、「議員間の自由な討議により、その内容を深める」とか、そういうふうな形の目的ですか。具体的に言えば、公明党さんのほうで出していただいた内容の中に、事務局にあります。

では、事務局ちょっとお願いします。

議会事務局主幹 ワークシートの6ページ、公明党さんのほうから出されている、あとみらい市民クラブさん、この2会派から出されていまして、目的がそれぞれ書かれています。

委員長 その目的をちょっと読んでいただければ。

議会事務局主幹 それでは、公明党入間市議団さんの目的です。「議員同士で自由に質問や意見交換を行う時間を確保することで、委員会を活性化すると同時に議員全体の資質向上を図る」、以上が公明党入間市議団さんの目的でございます。

続きまして、みらい市民クラブさん、「市民要望、市政課題などを酌み取り、調査し、議論し、提案し、検証する機能を充実させるため」が、みらい市民クラブさんの目的でございます。

以上でございます。

委員長 そういうふうな目的を1つ加えたらどうかという提案なのですが、ご意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。いや、目的は別に要らないよということなら、要らないよという意見でもお願ひしたいと思ひますが。

永澤委員さん。

永澤委員 ちょっと質問もあれなのですけれども、実施要項という、もうこのまんま、これだけがぽんと載るということでよろしいわけですか。

委員長 そうですね。

永澤委員さん。

永澤委員 そうしたら、それであるならば、一番最初のところに目的をきちっと明確に示していただいて、今後このように運用していくという形の実施要項にさせていただいたほうが、後々のことを考えますといいと思います。

委員長 そういうご意見が出ましたが、ほかの会派はいかがでしょう。

横田委員。

横田委員 やはり目的は、このどちらかというか、どういうふうにするのかはちょっとわからないですけれども、明確にしておいたほうが、これには載せておいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

委員長 共産党さんは。

安道委員 先々というふうなこともありますから、そうした趣旨を明確に掲げておくという事はいいことだと思いますけれども。

委員長 わかりました。

みらい市民クラブさんは、山本委員。

山本委員 何のためにやっているかというのは、共通認識として土台をつくっておかないと、おっしゃられるとおりに後々ややこしいことになるかなというふうに思いますので、合意できるところで目的を確認して書いておくというのはいいことではないでしょうか。

委員長 わかりました。

それでは、どの会派さんも目的を入れるというふうな方向で話が出ていますが、それよろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 それでは、目的を入れるということで決定させていただきたいと思います。

それでは、目的の文についてはどうでしょうか。文章的なものは、公明党さんの書いてあるこの文章でいいですか。

永澤委員さん。

永澤委員 今、みらい市民クラブさんのほうの「機能充実」ということが委員会活性化ということに組み込まれるのであれば、それでも構わないと思うのですけれども、たまたま「確保すること」ということで、その後並列で2つあるので、そこにもう一つ「市民要望、市政課題など」の、これ「調査し、議論し、提案し、検証する」ってちょっと長いのですけれども、こ

れをちょっと短くして、「機能の充実」という形でもう一つ並列に入れてもいいのかなとは思うのですけれども。委員会の活性化とともに、委員会機能の充実と同時に議員全体の資質向上を図るという形で、そうするとみらい市民クラブさんとうちのほうの目的が入れられるのかなと思うのですけれども。

委員長 そうですね。どうでしょうか。

みらいさん、山本委員。

山本委員 今、永澤委員さんおっしゃられたような線で、両方のエッセンス入れていただくような形で起案していただければ、それでよろしいかというふうに思います。

委員長 そうですか。事務局でつくってもらってしまっていていいかな、両方足したような格好の。玉井主幹。

議会事務局主幹 では、そのような形で。

委員長 わかりました。それでは、一応事務局のほうで原案をつくっていただいて、それで提示していただいて、皆さんで決定していくというふうなことでよろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、次に2の一般質問の試行についてを議題といたします。

この件につきましては、前回の委員会で持ち帰りとなっていましたので、各会派より検討結果の報告をお願いしたいと思います。

保守系クラブ、小島委員。

小島委員 私どもとしましては、一般質問の試行につきまして、この間もお話ししたとおり65分としてまいりたいと。1回でも試行をしていただきたいということでございます。その際、質問が30分、答弁が35分として、議長判断によって、ロスタイムではないですけれども、その判断二、三分に対しては議長の判断を仰いでいただければという意見が出まして、その旨を今ここでお話ししたとおり、ただし質問時間30分という時間は絶対条件として確保するということが前提になっておりまして、答弁は長くても35分は確保して、その後の3分ないしぐらいは議長判断ということでお願いをしたいということでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

次に、では公明党入間市議団さん、お願いします。

永澤委員 もうこれ今回で、この持ち帰りで3回目、4回目ぐらいになっているかと思うのですけれども、うちのほうは基本的にやはり前回と意見は変わりません。ちょっとその保守系さんがおっしゃっている65分にこだわるところが、30分質問を確保していただくプラス、なぜに答弁の65分のところが、ちょっとどうしても理解ができないのです。この前も申し上げました

し、うちのほうでもずっと言っているのですけれども、やはりよりよい答弁を引き出すために、余り短い、こちらから答弁を短く、短くと言うことが、果たして私たち議員にとっていいことなのかと考えたときには、大変マイナスの面のほうが多いのではないかという意見に変わりはないので、前回と同じように、このまま試行という形で行っていた30分制か1時間制のどちらかを選択するというところで決定していただきたいというところに変わりはございません。

委員長　それでは、次に日本共産党入間市議会議員団さん、お願いします。

安道委員　うちの会派でもこれまで言ってきたとおり、やはりトータルで75分、そして選択制というふうなことは基本的には変わっておりません。65分でというふうなことで、ここを出てきているわけですが、この間ずっとこういうふうな資料を試行の間出させていただく中で検証してきたところで、大きく議事運営に影響するような事態はこの間起こっていません。トータルで、総合的に言うとこれまでと同じような状況で議事運営も行われてきていて、トータル75分としたからといって大きく時間が変更したり支障を来すというようなこともなく行えていますし、両方選択できるというふうなことでは枠が広がって、むしろいいのではないかというふうな意見も出ていますので、うちのほうではトータル75分で選択制というふうなことをお願いしたいというふうに思っています。

委員長　みらい市民クラブさん、お願いします。

山本委員　永澤委員さん、安道委員さんからそれぞれお話ありましたけれども、うちとしても持って帰りましたけれども、やっぱり結論は変わりません。そもそも選択制になっているわけですから、自分で40分しゃべりたい人は往復で60分を選ぶわけだし、答弁きちんと取りたいという形で質問を編まれている方は片道30分のほうを選択されているわけですから、これをまた選択するほうの時間を縮めることのメリットが見えないという部分が、やっぱり1つどうしてもひっかかる部分なのです。

それがあるのと、あと現実その2つの方式があって、自分の質問のスタイルに合う形で選べる形でここまで1年来ているわけですから、この選択ができるということについて困るといふ人はいらっしゃらないはずなので、そういう部分からしても、ここをあえていじる必要性というのはちょっと見つからなかったという部分が2つ目。

それとあと、やっぱり答弁を余り縮めるような形に持っていくことが、果たして我々が一般質問を何のためにやっているかという部分から見たときに、いかななものかなという認識をやっぱり持たざるを得なかったという部分ということです。

そういうことから考えても、やっぱりもともとうちのほうから提案した時点で、片道30分というのは答弁時間無制限という部分からスタートしている話なので、時計が2つになって、全体で1時間15分という縛りがかかっていること自体がもうかなりの譲歩なので、申しわけ

ないですが、これ以上譲れないということでご理解いただければというふうに思います。

委員長 各会派ご意見が出ましたが。

横田委員さん。

横田委員 私たちの会派のほうでは、多分基本的なところで短くしたいというところというか、65分にしたいというところは、基本的にはやはり議会運営のほうを重視しているという考え方で、その辺でやっぱりちょっと違うと思うのです。議員としていろいろなことを聞きたいというのだと75分という、長ければ長いほどいいのしょうけれども、スケジュールとか、そういうところをいろいろ考えますと、やはりこの前、前回の試行でも大体65分ぐらいでおさまっているし、長くても70分にはいってなかったということだったと思うのです。そうすると、基本65分ということに、質問30分の答弁35分ということにしておいて、それ以上のところはきちんと答弁がとれているかどうかというところ、その辺を要は議長がよく見ておいて、そこで判断して5分ぐらいとかで、ある程度はもう議長が延ばしてもいいというような形をとれないかなということなのですからけれども、その部分なのです。基本的に運営のほうをやっぱりちょっと考えているというところが、ちょっと違うところかなというふうに思うのですけれども。

あとは、だからその75分ということになって、今までだと実際そんな運営に支障は来していないのですけれども、保守系側でやるということは少ないかもしれないけれども、みんなが75分になったときにスケジュールをどうするかというところもやはり気になっているところなのです。長くなるということですね、その辺が会派としてはちょっと気になるので、ぜひ65分ぐらいでやっていきたいというところなのです。

委員長 永澤委員さん。

永澤委員 確かに議会運営、大事な視点だとは思いますが。反対に言いますと、今までの一般質問が1時間であったから、休憩がこれだけとれるから、ではここで代表者会議をやりましょうというふうになっていたのではないかと思うのです。要するに1時間というきちと枠があって、それでその間が20分、30分あるので、ではここに代表者会議を持っていきましょうかという話で、そこに代表者会議が持たれたり広報委員会が持たれたりしているのではないかな、今現状的には思うのです。この1時間ではないときの一般質問のときはどうであったかということを見ると、一般質問のときにそういうものを持ってこようというふうになさっていたかどうかというのは、また違う話ではないかと思うのです。

何というのですか、要するに議会運営そのものがスムーズに行われたいというところに重きを置く、その最初の視点がちょっと私たちとは全く違うのですけれども、議員が唯一発言できるところを最大限生かして、そのあいている時間で議会開会中に代表者会議なり広報委員会なんかを開いていくというのが、私は本筋ではないかと思うのです。こちらの議会の中

で議員の発言できる時間を短くして、代表者会議とかの日程のために狭めてしまうというのは、この議会改革の目的がどこにあるのかということから外れてしまうのではないかなというのを非常に感じるのですけれども。

先ほど安道委員もおっしゃられましたけれども、試行している中で、ではそんなに6時、7時になったときがあるのかとなったら、なっていないわけです。反対に議長の整理権を使うのであれば、何度も何度も同じ質問をされて、もう答弁出ないのにまだ質問しようとしたりしているときに、逆に議長がそこできちっと議事の整理権というのは持てる話だと思うのです。ですから、最大限75分に置いておいて、整理する部分をきちっと議長が整理をしていただくというのが、ある意味私たちの議員としての発言の時間も担保されますし、議事運営に関してもきちっとした運営がなされる、最大に両方にいいやり方ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

〔(逆に、じゃ)と言う人あり〕

委員長 横田委員さん。

横田委員 65分で答弁を見て長くするのではなくて、75分とっておいて、答弁が同じようなことを繰り返したら、議長が今度は逆にもうちょっと短くするように言うということですよ。

委員長 永澤委員さん。

永澤委員 それは今でも、簡潔に願いますとか言うことは幾らでもできるわけです。それをきちっと、はっきり言いまして私が何言っているかわからないというときには、永澤議員、もっとはっきりとわかるように言ってくださいということは、幾らでも今までも言えるわけなので、そこをきちっと行使していただいて、そこで運営をしていくというのが一番いいやり方ではないかな。初めから65分と決めておかないで、最大限を75分にしておくというので、余りそれがまただらだら続くようでしたら今回のように答弁を短くということで、1回やったことで非常に簡潔になっているわけです。ですから、最後のところでは1時間5分、10分超えた方というのは1人、2人、3人とかになっているわけなので、それが一番私はいいのではないかなと思うのですけれども。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 おっしゃることは、すごくよくわかるのですけれども、これから今、さっき言ったようにこれからのずっと議会運営のことを考えていき、それから議員の、ここにいる人たちだけが質問するわけではなくて、来期だっていろいろあるわけです。そうした場合の時間設定とか運営方法、運営時間というのを考えていくときには、もう最大午前中2人の75分というのを設定して、時間はもうつくっていかねばいけなくなりますよね、これからやるには。そうすると、議会の始まり今9時半だけれども、では9時から始めることをしないと、2人が初めからどっちかは短いだろうとかいう感じではなくて、運営上はもう2人が

75分、もし75分やるのだったら、その時間が十分とれる時間で始めないと、別に私たちは構わないけれども、執行部だっていることですし、その後ろにだって職員はいるわけですから、そうするとお昼に終わりにさせるためには、今の時間の始まりでは遅く、間に合わない。途中の15分入れても、12時15分にはなってしまいますよね。

そこに時間があるから代表者会議を入れたのではなくて、必要だから入れるわけで、そのところはちょっと代表者会議や何か入れるのは、入れ方はちょっと違うと思うのですけれども、だからもしこれが75分になれば、では皆さんで今度は9時開始ということまで考えないと、これはできないことなのではないのかなと思うのですけれども、その辺は75分というふうに言われているところはどうか考えなかなと思うのですけれども。

委員長 山本委員さん。

山本委員 1日5人ですよ、今。午前中に2人やって、その分の時間は昼休みで吸収することになりますから、おしりが延びる分は3人ですから、1人15分ずつ延ばしたとして最大45分です。その45分おしりが延びることに支障があるかと言われると、現実には4時半ぐらいで終わっていますよね。1時から2時までやって、2時過ぎから3時過ぎ、3時半から4時半ですから、せいぜい5時15分ぐらいには、どんなに延ばしても終わるよねということを見ると、運営上の5人とも全員が75分になったとして、困るのは副委員長おっしゃったとおり午前中の時間帯だけなのでしょうから、10分お昼に食い込んだのだったら、お昼の開会を1時10分にすればいい話だと思うのです。1時のチャイムですずっと始めてきた慣例があるから、それは重く受けとめないといけないのかもしれないけれども、お昼が10分後ろへ食い込んだのだったら、では午後の開会を10分遅くすればいいですよということだと思いのが1点。

その部分は柔軟にやれるでしょうという部分が1つあるのと、あと代表者会議等々の諸会議についても、基本は終わってからやるか、お昼に入れるかというところなのでしょうね。傍聴されている方からしても、午前中通しで見ようとしたときに、2時間半の会議時間の中で2時間しか議論入らないから、どうしても真ん中30分あくのですよね、現実問題。それか、もうお昼が1時間半とかになってしまうとかいうような話になるわけで、非常に間延びした感じになるねという傍聴者の方のご意見というのも過去に聞いたことがあります。無駄に午前中、無駄にと言うとちょっと語弊がありますがけれども、非常にゆったりした運営になってしまっているところが片方にあるから、多少延びても大丈夫でしょうという気はするのです。9時半に始めたとして、10分休憩間に入れたとしても12時10分ですから、ぐらいかな、15分、15分、30分の12時10分ですよ、ちょうど2時間半だから。

そういう部分でいくと、実際の会議の時間についてうまくやりくりすれば、会議自体は入るでしょうということなので、あとは諸会議をどこでやるかという話なので、それはもうあいた時間でやるということに整理をしていくのだろうなという感じで理解をしています。代

表者会議を午前中の1回目の休憩に入れるために60分にしたわけではないと思いますので、結果的にあいているからそこに入れようということで当てこんでおられるのだと思うから、ないのだったらないなりの仕方をすればいいということだと思うので、それは柔軟に対応すればよろしいのではないのでしょうか。そういうふうに思います。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 その代表者会議を入れるとか入れないということは別としても、例えば75分、初めから事務局の立場を言ってしまっただうなのかと思えますけれども、でも議会運営で私たちの議会の議会運営のことなので、自分たちで時間を考えていくとすれば、やっぱり9時半から1人目が75分やれば10時45分になります。10時45分やった後の休憩を10分なり15分入れるとすれば、やっぱり12時は超えます。そうした場合の、それを3日間というか、今のところは3日間と、4日目の予備もありますけれども、とりあえずその間は、時間とすれば2人、予定とすれば、計画とすればそこ2人長いというのかしら、75分を2人がちゃんととれる時間設定で、今私たちのここ決めるときにはしていかないと、次の人たちがきょうは60分の人が入って、75分がいたらきょうは大丈夫だったよとか何とかではなくて、きっちりと2人が目いっぱい自分たちが言える権利というものを執行するためには、ちゃんとその時間は確保しておくべきではないですか、それを決まった時間の中で。

だから、そうするとやっぱり9時半という今始まりを最初に持っていかないと、なかなか代表者会議を入れる、入れないは別としても無理。例えば、では9時15分にするなりやらないと、2番目の人はお昼過ぎまでかかってしまう。それがいいのかしらということは、うちのほうでも大分出たのです。自分たちの会議なのだから、そのところは自分たちでもしっかりと運営のことを考えていく必要があるというふうに思っているのですけれども、そのところがどういうふうなことでできるのかなということなのです。

それでいろいろ考えれば、65分にして、議長判断で二、三分というのかしら、延びたとしても、答弁が延びても、それはそこまではお願いしてやってもできるのではないのかということなのです。そうしたら9時半から開始でも、さほど響かないのではないのかなというのが私たちのほうで話し合ったところなのですけれども。

委員長 山本委員さん。

山本委員 確かに日によって昼休みの時間が動くというのは、理事者の側からすればリズム崩れる話だし、一理あると思うのですけれども、ただ現実11半ぐらいでもう2人目終わってしまっただけで、1時間半ぐらい休みとっているという状況現実にありますよねということを考えると、その部分ってかなりぶれが出ているのが現実だと思うので、昼休みが長くなる分にはだれも困らないからいいのかもしれないけれども、それでいくとすると、午前中びっちり入ってしまってお昼かんでしまったねという話だったら午後の、要するに昼休みは最低1時間とりま

すよということだけを決めておけば、午後の招集が10分後ろにおくれます、20分おくれな
いですね、どんなに多くても休憩時間分だけですから、10分なら10分、15分なら15分後ろにお
くれて1時15分から始めますよというふうなことで休憩を宣告されて、そこから始めれば、
その部分は響かない話ですよ。

さっきも申し上げたとおり、現実今60分ですと大体5人、選択制でやっても大体4
時半ぐらいには5人終わって、その日の会議は散会になっていますから、うちの質問時間が
5時までだということを考えても、あと30分はロスタイムありますから、多分5人分何とか
入れるという部分についてはやりくりはつくだろうというふうに思いますし、それで後ろへ
延びたとしても多分15分、20分の話ですから、その部分を殊さらに重く見るよりは、議員
さんが限られた時間で、そもそも限られた時間の中でやっていることですから、最大限やれ
るような条件整備ということで柔軟に組んでいくほうがいいのではないかなという気がしま
すね、その部分は。

時間割のことですから、ある程度やりくりはつくし、当然最大限で考えると、75分みんな
かっちりベルが鳴るまでやるということを想定して時間は考えないといけないのは副委員長
おっしゃるとおりなので、その部分はあるのですけれども、多分それだったとしても柔軟に
やれる余地は十分あるのではないのでしょうか。それが難しいというところまでは、多分いか
ないだろうなという気がするので、そういう意味からもちょっと時間をここで縮めてみよう
というモチベーションは、うちの会派でも全く持ち上がらなかったというのはそういう部分
かなというふうに思います。

委員長　　ちょっと委員長を交代して、お願いします。

副委員長　委員長を交代いたします。

駒井委員。

委員長　　済みません、うちのほうの会派には、こういうことを言っていていいかどうかあれなのですが、
議長がいて、議長とか顧問の方とかいろいろいまして、委員のほうで一生懸命うちの会派の
代弁をして一生懸命やっているわけなのですが、その中でやっぱり会派に帰りますと、また
それなりの、10人いますのでいろいろな意見が出ます。

その中で例えば議長がこういうふうな話がされまして、75分ずつというふうなことでやっ
た場合には、午前中2人でもう、9時半からやると目いっぱいになってしまうと。その中で
は休憩もとれないと。そういうふうな時間設定は私にはできないというふうな。議長とする
と、やっぱりそうすると9時ごろ集合とか、そういうふうな形にしかなっていかないし、ま
た逆に今度1時間制をとった場合には、1時間、1時間で9時集合というふうな定例会が、
一般質問のときには9時集合というふうなことにすると、1時間、1時間とった場合には1
時間休憩時間ができてしまうと。そういうふうな形になってしまうので、議長の議会運営の

ほうの立場から考えると65分というふうな形で、それで多少答弁者のほうが、もう30分という皆さんの質問時間は確保する。その上で、答弁者のほうで35分を超えるような場合には、それはちゃんと答弁者には最後まで答弁をしていただかないとまずいので、2分なり3分なり延びる場合には、それは議長の裁量ということでやらせていただくというふうなことで皆さんに話してもらえないだろうかというふうなことがありましたので、その辺のところ、そうすれば今までどおり9時半の集合時間の中で、実質的には私は思うのですが、大体1時間10分あれば、どんなにあれでも皆さん終わっている、今のところは。大体今の9時半集合の一般質問の日の方向で、これから先も集合時間を変えずに済むのではないのかなというふうな形で思っています。

そういうふうなところをいろいろ、うちのほうの会派に帰ると言われる内容がありますので、委員の方も大変なのですが、その辺のところの議長の裁量の中で、答弁者にはしっかりと答弁してもらおうというふうな、重複するような答弁については、それはあれでしょうけれども、しっかりと答弁してもらおうというふうなことで、何とか65分で話を聞いてもらえないだろうかというふうなことが挙げられています。

ということで、以上です。

副委員長 では、委員長を交代いたします。

委員長 それでは、事務局長、よろしくお願いいたします。

議会事務局長 今のお話の中で、ちょっと事務局として気になる点がありますけれども、そこをちょっとご説明いたします。

まず1点は、例えば12時15分まで一般質問延びたと。そうすると、会議は1時15分から始めればよいという考え方もありますが、我々職員は1時から勤務時間になっていますから、別に休憩をとるということではないので、職員についてはその分休憩時間が減ることになります。

もう一点なのですが、例えば午後1時から始めたとして、75分とって10分休憩して、75分とって10分休憩、こうやって3人を入れ込みますと、5時5分という日程になります。そうすると、一応会議規則では5時までということになっておりますので、休憩を入れたら話ですけれども、そもそももう5時に終わらない日程を組まざるを得ないということもあるかと思えます。

以上です。

委員長 永澤委員。

永澤委員 ですから、今のところの例えば午前中に選択制のほうで75分選ばれた方が2人いた場合とかに、それはもう通告の段階でわかるわけですね、告示の段階で。そのときに、例えば14日がそういうふうになりましたとなったときだけ9時20分に開会とかいうことは、私は幾らで

もできるのではないかなと思うのです。もう絶対に9時半にしなければならないということはないわけで、今度60分を選ばれた方のときは通常どおりの9時半で、あと60分と選択制の方のときも通常の9時半でということは、これは何もその日の朝通告するわけではないですから、初めからわかることであって、そんなに目くじら立てて困るといほどのハードルでは私はないと思っています。

そうすれば反対に、先ほどのどうしても一般質問のときに代表者会議をしなければならないというのであれば、どこかでそのタイミングで60分を選んだ方の間で、今のこのメンバーであれば十分できる話だと思いますし、今後改選後にまた違う議員がなられて75分を選ばれる方がふえたとすれば、別のところで代表者会議を持つということを考えてもいいわけですし、この時間におさめなければいけないからこうするというのが果たしていいのか悪いのかとなったときに、そうしたらもう一般質問の予備日まで使って4人にしてもいいわけですし、どうしてもおしりが出るのであれば、何の理由にも私はならない、何回聞いてもならないのです。

それよりも、本当に今議員が要らないのではないかとされているこのときに、議員の使命というか、議員が何をしなければならないかという、そこを市民にわかっていただくために、今議会改革をする中での視点というのは、もう初めから私はやはり市民のためにどれだけ私たちが時間を使えるかというところに観点を置かなければ、この議論というのはもう幾らやっても若干厳しいものになっていくのかなというのを感じます。

今、非常にわかるのですけれども、執行部の方の気持ちを考えれば、10分前倒しにすれば済む問題です。9時20分、15分にすれば、10分お休みして最大でも12時にはきっちり終わるわけです。そこが、なぜにそれができないのかという理由もわからないですし、理由としてはちょっと成り立たないのかなというふうに思います。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 これ本当に視点の違いなのかもしれないのだけれども、終わりが3人やるから午後のことも考える必要ありますけれども、午前中を考えた場合に、お昼でさっきも言いましたけれども、途中75分の、休憩で15分の、今までどおり15分の休憩入れて、その後75分の人を入れるとなれば12時15分になるのです。でも、それを考えての時間設定というのは、最初に議会運営とすれば、もうつくっておかなければいけないわけではないですか。1日目は、どうも希望者がいないみたいで1時間、1時間で間に合いそうだから、きょうは、1回目は9時半から始めますよ、次は2人が75分設定だから、ではもうちょっと早くから始めましょうかということでは、議会運営としては成り行かないと思うのです、私たちからしたって。それから、今ケーブルテレビが入っていますし、そういうことを考えたら、やっぱり始まる時間は9時にして、2人がいつでも選択できるという方向できっちり決めておかないと、議会運

営というのはなっていないのではないのかしらと私は思うのです。初めから、もう15分オーバーするというを前提に組むことはできないのではないですか、議会として運営していくためには。

委員長 永澤委員さん。

永澤委員 開会日の前々日の議会運営委員会で、日程的には最終決定を私はするという認識でいるのですけれども、それは告示があって、どのぐらいの議案が提出をされて、そして一般質問がどういう形で提出されたという中で組まれていって、最後の議運で確認ですよ、議運というのはね。だから、あんなに告示が前にあるという私は認識でいるのです。そこで初めて、執行部側からもこういう議案が出るとか、追加の議案が出るとか、そういうことがあらかじめわかっての事務局で日程を組まれてということだと、一般質問だけが突出して、どこかもっと前にないと日程が組めないというのは、反対におかしいのかなと思うのです。告示できちっと、1日目、2日目、3日目までわかるわけなので、そこで選択制です、60分ですと、きちっとその告示とともにその方が事務局に提出をすれば、日程は幾らでも組めるのではないですか。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 それは、私たちは告示がわかっている、そこで決めて、それからでは一般市民にどういうふうに広報するのですか。1回目は9時半からです、今回2日目は75分が2人いるから9時からですというのを、告示のときに議運でその後に決めたとしたらば、それを市民の方たちには、時間が違って来るのを市民にはどうやって告示するのですか。もう初めから一般質問というのは9時から始まりますなりがわかっているならば、来る、来ない、聞く、聞かないは別としても、それが私たちのやり方ではないですか。議運のときに決まって、自分たちだけがわかっているというわけではないですよ、時間というのは。一般市民の人たちが、議会改革特別委員会で決まったのだから、これからは一般質問は9時から始まります、そして議員の人で75分選択する人がいるということがわかって、だから9時から始まりますというのがもうわかっているけれども、その回によって、何日目が30分遅いのか早いのかということはどうやって知らせるのですか。今のお話だと、それが市民の方に、自分のすぐそばにいる人とか、議会によっぼど関心のある人には通じるかもしれないのだけれども、そうではない一般の人たちにはどうやってお知らせするのでしょうか。

委員長 永澤委員さん。

永澤委員 告示前に、今まで一般の方に知らせたことってあるのですか、日程を。

〔(時間はわかっていますよね、始まる時間は) と言う人あり〕

永澤委員 いや、ポスター……

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 基本的には議運で日程が決まった段階で、ホームページなりポスターなりで報告しているはずなのですが、ただもう今まで慣例で9時半始まりということで、もうずっと来ていますので、それで何ら支障がなかったわけですが、それがもし時間がきょうは9時15分とか、きょうは9時とかとなると、なかなか周知徹底は難しいのかなという気はします、今のお話聞いていて。

以上です。

委員長 永澤委員さん。

永澤委員 でも、私の認識では、きちっとした告示その他で日程が決まらなければホームページとかには出さない。案のものを出すということ自体がおかしいですよ。ですから、ちょっとそれは正直当たらないのかなというふうに思うのです。

それと、今の時間日程に関して言えば、申しわけないけれども、そこまで熱心に傍聴しに来ていただく方には、日程によっては20分から30分の間ぐらいであれば、ずれが生じますということのその10分お待ちいただけない市民なのかどうかと考えたときに、その後なんでもっと変な話ずれ込んでくるわけですよ。ですから、傍聴したいという方のことを考えての日程となってきた、そっちを大事にされるのか、本当にやっぱりどこを大事にするのかということが、もう全然やっぱり大事にする部分の違いかなというふう思うのですけれども。私は、開始が日程によっては9時20分か30分になりますということを告知しておけば、十分クリアされるのではないかなというふうに思います。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 いや、先ほども市民の代表で市民の意見を自分たちが言う大事な時間を確保するのであればあるほど、やっぱり始まる時間がきちっと市民の人たちに、これから傍聴したいから何時に始まりますかというような傍聴者ではなくて、一般市民にちゃんとわかってもらって、そういう周知の仕方というのは必要だと思うのです。だから、もしも75分でやるのだったならば、開会時間はもう9時にならないと、ちゃんと予定の、75分を2人をやったとしたら終わらないのではないですか。

それで、先ほども出ていましたけれども、もし9時15分にやったら開始を1時15分なり20分なりにしたらと言ったけれども、職員の方は1時から始まりますよね。控えの人だって1時には控室で待っているわけです。それこそ何もしないでそこに待機するわけです。議会はまだ始まっていない、議員は休んでいるけれども、職員とするとその仕事になるのですよね。だから、そういうことを考えれば、やっぱり12時で私は終わらなければいけないのかなと思うのです。たまにはずれ込むのはしょうがないとしても。

だから、最初から決めるのなら、きちっと12時で終わる時間帯で決めないと、議会運営というのはおかしいのではないですかと私は言っているのですけれども。

委員長 吉澤委員。

吉澤委員 もしその始まりの時間とか終わる時間にこだわるのだったら、逆にもしその75分を導入するとなれば、始まりがもう9時ですと決まれば、それはそれで私は問題ないと思うのです。その時間にこだわるのなら、そういう決め方もあるのではないかなというふうに思うのですけれども。それは、だからもしここで一致すれば、その9時始まりというのを今後定着させればいいのではないのかなというふうに思うので、あとは視点の、それぞれの何を重視するかという問題なのかなというふうに思いますけれども。

委員長 山本委員さん。

山本委員 事務局職員さんは議長の命を受けて仕事をされているので、事務局職員さんに関して言えば、休憩時間の設定等々の条件というのは議長が職務命令出せば済む話だと思うのです。理事者の側は手届きませんから、その部分はあるのだろうなということは理解はするのですけれども、ただやっぱり本会議ですよ、これ一般質問だから。上がってきているのは理事以上でしょう。理事と特別職対象の話なので、休憩時間が多少動いたって、当然後ろに控えている人は一般職の職員さんだから、その部分はあるでしょうけれども、現実1時から始めるにしたって、多分15分前、20分前からもう当然、現実問題として準備に入られているし、待機もされている状況ですよ、1時にはベルが鳴って始まるわけだから。その部分から考えても、この部分で10分、15分のレベルの話は誤差の範囲だろうなという理解をします。

始まる時間、9時半というのを動かすというのが日によって変わると大変だというのは確かに一理あるかもしれませんが。現実問題として、事前に案として告知している現実があって、市民の方にはその部分で慣例等も含めて9時半ですねということで定着をしている部分がありますから、そこを動かすよりは、私はむしろ昼休みの部分を柔軟にしたほうがいいのではないのかなという気がします。スタートの時間が日によって変わるのはちょっとどうかという部分は、ちょっと考え方としてはあるのかなという気がします。

ただ、今会議規則を見ると、うちの市議会の会議時間は午前9時から午後5時までとすると定められているので、9時に始まるものを慣例で9時半から始めているというロジックになるはずですから、その部分でいけば会議規則の改正も必要ないし、9時にしてしまえばという部分はあります。会議規則の本則に従って9時から始めてしまうことで問題が全部クリアされるのだったら、もう全部9時スタートにすればいいのではないですかということなのかなという気がします。

何か9時半から始めて12時に休むというその時間割を守るために議事が窮屈になりますという部分というのは、永澤委員おっしゃるようにちょっと本末転倒かなという気もするのです。十分に審議なり質問なりの活動が成果を出せるような形での時間割をつくるということだと思うので、9時半で12時という午前中の会議時間2時間半が厳しいのであれば、延ばせ

ばいいのではないですかという話なので、現状9時始まりに変えることについては何の手続も必要ないみたいですから、もう全部9時にしてしまえばいいのではないですか。最終日の議運なんかは、もう前の日にやってしまえばいいのだから、その部分はやりくりつくでしょうという話だと思います。

委員長 というふうなご意見が出ました。

ちょっと半まで休憩します。

午後 2時21分 休憩

午後 2時45分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

今、一般質問の時間についていろいろ皆さんで話し合っているところなのですが、先ほど議長の話とかいろいろありまして、本来的には9時になる可能性もあるだろうというふうな話も出ていますので、本来でしたら1度そういうふうなこともあるということで持ち帰っていただくとか、そういうふうなことも考えられるのですが、ご意見があれば出していただきたいと思います。

山本委員さん。

山本委員 招集を早めるとか、昼休みのとり方を変えると、いろいろ議論があったかと思うのです。それ全部並列でご報告をする形にして、どうするかは議運で決めていただいたらよろしいのではないですか。要するに9時に始めるということで30分確保するという案もあるし、昼休みを後ろへずらしてもいいのではないのという意見もありましたよね。ほかにもやりようが、多分いろいろあると思うので、うちで出たものを、こういう意見がありましたということで並列で出していただいて、ただ75分にするのだったらするで、することになりましたと。こういうふうな解決策があるのではないかという提案が幾つかありましたという話でご報告をしていただいて、それをどういうふうにされるのかについては、もう議会運営委員会のほうでその部分決めていただくということにして、大きな方向性だけうちで決めればよろしいのではないのでしょうか。1時間15分ですとやるということに決めましたと。あと細かいことは、もうそちらで決めてくださいということでもいいのだと思うので、そういう形で運んでいただけたらというふうに思いますけれども。

ここで余り細かいところまで決めてしまうのも、多分これ議会運営委員会のほうの権限との関係もあるので、大枠の方向性だけここで決めて、この枠の中で合うように会議規則なり何なり考えてくれということでもいいと思いますので、そういう形でおさめていただけたらと思いますけれども。

委員長 ほかにご意見ありますか。ないですか。

〔発言する人なし〕

委員長 それでは、今保守系クラブさんからは65分で30分の質問時間、それとそれプラス議長裁量で、二、三分延びる答弁については議長のほうの裁量でやっていただきたいというふうな内容の話がありました。また、ほかの会派さんからは75分でやって、今試行してきたとおりで進めていきたいというご意見がありました。もう話も大分いろいろ進んできましたので、この辺で決をとっていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、保守系クラブさんの言うように、議長裁量を含め65分ということで賛成の方。

〔挙手3名〕

委員長 3名。

それでは、75分という時間で賛成の方。

〔挙手5名〕

委員長 5名。

それでは、今まで試行どおり75分ということで決定させていただきたいと思います。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

次に、3の中から議員定数について、議員報酬についてを議題といたします。

この件につきましては、前回の委員会で持ち帰りとなっていましたので、各会派より検討結果の報告をお願いしたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

委員長 定数なんかは、一応この間皆さんで話出て、あとそれぞれ違う内容もありましたけれども、それぞれの会派の、例えば16人でしたっけ、みらいさんは。

山本委員 みらいというか、私はです。

委員長 私はですか、はい。そういうふうな形もあったと思いますが、そういうのを持ち帰っていただいて、変更があったとかなかったとか、その辺のところをご報告をお願いしたいと思いますが。

保守系クラブさん。

小島委員 定数におきましては、22人を現行どおり、今のところそれを基本として話し合っただけで決めていくということになりました。内容的には、この間お話ししたとおり常任委員会3つを維持するというので、7名ずつということでございます。報酬につきましては、定数このままということ、報酬に関してもこのままの今の現状維持ということで、話し合いの中では出ました。

以上でございます。

委員長 公明党さんは。

永澤委員 何を持ち帰ったかちょっと覚えがないのですけれども、前回もこれお話をした……しまし

たよね。

委員長 うん、した。

永澤委員 それで、その後何か持ち帰るのでしたでしょうか。

〔(いろいろな数字が出たんだよね) という人あり〕

委員長 そう、22人、22人、16人とかという数字が出たので。

永澤委員 それで、それをきちっと18人と出して、それは結果的に皆さんの意見を聞いて、18人が絶対ではないというお話を1度……

委員長 しました。

永澤委員 していますよね。

〔(変更なしでいい) という人あり〕

永澤委員 だから、そのまま。

委員長 変更なし、同じでね。

永澤委員 22人が原則であって、その中で今後要するに行政改革とか、さまざまな点から考えたら、1つ、2つ減らすことはあってもいいのではないかという形です。ただ、18人に必ずしも固執することではない。18人の根拠というのをこの前いろいろ見たのですけれども、必ずしも合併協議会の際の18人という数字が、根拠がきちっとしているわけではないというのがわかりましたので、もう一回この中で新たに議論していくべき問題なのかなというふうに思っております。

委員長 わかりました。

共産党さんは。

安道委員 うちのほうでは前日も言ったとおりで、やっぱり22人は確保しておかないと今後大変なことになるというふうなことで、それは保守系さんと一緒ですけれども、22人。やっぱり委員会も7人ずつで構成していく。これ以上はもう削れないでしょうというふうなことで、同じです。

委員長 報酬については。

安道委員 現行で。

委員長 現行で、はい、わかりました。

次は、みらいさん。山本委員。

山本委員 前回お話をしたとおりで、基本的にはやっぱり入り口で市民アンケートをとって、市民の意向というのをやっぱり厳しい声だとしても聞くべきだろうと。そこから議論が始まるというふうに思っております。この部分は会派として意見の一致を見ているところですが、具体の数字としてはちょっと意見の一致見ませんでしたので、あくまで私の私案ということでご理解いただきたいと思いますが、詳細はたしかまだ渡していなかったな、人口1万人に議員

さん1人という計算でいくと、うちが15万人ですから15人、これに採決に加わらない議長さんを加えた16人、恐らくこれがうちの議会の構成上、もう下限ぎりぎりの数だろうというふうに思っておりますので、これより小さい数字というのはちょっと私も想定ができないという形です。

議会のありようとか議員さんの仕事の仕方、ワーク・ライフ・バランスみたいな部分も加えて議論を進めていく中で、幾人のところに全体としての合意がとれるのかという部分が一番大事だと思いますので、必ずしも16人でなければならないという議論の仕方を私もしませんけれども、一応考えられる一番下の数字が恐らくこのくらいであろうというふうに思っています。常任委員会の議会の機能の維持の問題というのは、議員の資質の向上の部分、また議員さんの仕事のやりようの変わり方の部分でクリアしていくべきであろうというふうに思っていますし、常任委員会の設置等の組織機構の面からしても、常任委員会の複数所属だとか、もうかなり柔軟にやれるような形での法改正も進んでいるので、そういう部分でも、もう自由にアレンジしていいという前提になっているわけですから、その合意がとれる、市民の皆さんにも納得していただける規模の人数が幾人なのか。それで、その人数でどうやってこの議会をマネジメントして運営していくのかという部分で議論が進んでいくのだろうという理解をしています。

人口1万人という部分についても、おおむね中核市さんぐらいのレベルです。所沢市さん、川崎市さんが大体36議席、人口が大体35万人から40万人ですから、そこと同じぐらいのバックグラウンドの人口ということになるかと思えますけれども、中核市さんの議会の機能がそれだけ大きく落ちているという話も確認して聞きませんし、政令指定都市の議会、神戸市だと人口2万人に1人、横浜だと4万人に1人です。そういった部分から考えても、人口1万人に1人というのが比較的合理性の高い数字だろうというふうに思っています。そういう16人なら16人の議員さんで目いっぱいがつりやってもらうということの中で、報酬等も長期的な視野の中で検討されていかれたらいいのではないのかなというふうに思っています。

報酬については、もう当面この社会経済状況等々、市の財政状況等を考えると、現状据置きということになるかと思いますが、長期的な部分についてはまた皆さんで議論をしていく中で、市民の皆さんのご理解もいただきながら適正な水準というのを探っていくということになるのだろうというふうに思っております。

委員長 ありがとうございます。

今、各会派の定数について、報酬についての考え方を聞いたわけなのですが、報酬については山本委員さんは。

山本委員 最終的には市民の皆さんのかなり高度なところのご理解がいただけないと、水準さわるというのは、下げることはできても上げることはできませんので、この部分についての言及は、

ちょっと私も今のところは控えさせていただきたいというふうに思っていますが、当面は現状を少なくとも維持するということになるのだろうというふうに私としては理解をしているところです。ただ、長期的なスパンで、議員さんの仕事のやり方が変わったとかいう部分、市民の皆さんのご理解がいただけるところの中で、もしかしたら上がることもあるかもしれないですよという程度の話ということだと思えます。

余りいたずらに引き下げるとするのは、個人としてはどうかなという印象を持っていますので、同僚議員のほうからは半分以上に下げたらどうかという話も出ているのですけれども、統計表をごらんいただいたらわかりますけれども、市民の全体の平均所得に合わせるべきだということもおっしゃっておられまして、大体200万円ちょっとぐらいになりますから、今の半分ぐらいでしょうか。我々の報酬水準からして、今の半分か、もうちょっと低いぐらいになるのだろうと思うのですけれども、そのラインを基準にするべきだという意見もあったということは申し添えておきますけれども、私はそこまでというのはちょっと違うかなというふうに思っていますから、当面は現状維持できる方向で市民の皆さんと対話をするということになるのだろうというふうに思っています。

委員長 ありがとうございます。

それぞれ各会派からご意見をいただきましたが、ご意見あればお願いしたいと思います。

宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 1つ、今山本委員の言ったことで質問したいのですが、所沢市とか川越市とか、さいたま市もそうだと思うのだけれども、人口1万人に1人というところは報酬が多いですよ。つまり、仕事が多くなると思うので、そうなるのかなと思うのだけれども、でも今の山本委員の話だと、それは据え置きということでの考えでいいのですか。その16人というのの提案の中では。

委員長 山本委員さん。

山本委員 私が考えるには、待遇も中核市並みですねというのは根底にはあります。ただ、市民の皆さんが出資していただく上での報酬ですから、市民の皆さんの納得がいただけない限りは、とてもではないですけれども、ここの部分はよう手をつけません、正直言って。だから、少なくとも先に仕事量がふえて議員がしんどい思いをしているという状況を見ていただいた上で、市民の皆さんがどう判断されるかという話にならざるを得ないと思います。これは、仕事量の増加を予約する形で報酬を上げさせてくださいと言って、納得する市民の方はほぼいらっやらないと思います。議会に対するまなざしの現状というのを考えたときに。今でも取り過ぎだという話は、やっぱりこの現下の厳しい財政事情とか経済社会情勢を考えたら、下げろという話は方々から出てきたとしても、議員さん頑張っているからお給料5割増しでいいよねという話には、まずならないと思いますから、我々が先にやっぱりそういう具体の

数字を言うならば、55万円とか60万円の報酬をいただけるということで納得がいただけるぐらいの仕事の先にしないといけないでしょうねという、その成果を先にちゃんと出してからでないと、その話を出せないと思います、正直言って。

その意味でも、相当のタイムラグが出るというふうに考えざるを得ないというふうに思いましたので、定数の削減、仕事量の見直しという部分をした後で考えるという形になるから、現状据え置きという話になるということでご理解ください。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 全体からしたら、議員が減れば、それだけ減ればその分を、議員報酬全体を考えればふやさなくても、その減った分ほかの人に還元というか、回せるかなという考えもありますよね、全体的にはふえていないわけだから。そういうことではないということですか。

委員長 山本委員さん。

山本委員 正直それも考えました。議会費中立ですという部分で、市民の皆さんにご負担はかけませんという形で議論が進められないかなということも自分自身では考えたのですけれども、6人減らせば、1人800万円のあんばいで見て4,800万円ですから、これ16人で割り戻したら、多分所沢より少し安いところまでは持っていけるねというそろばん勘定はじくところまで私やりましたけれども、ただそれを市民感情として受け入れられるかという部分です。議員さんの仕事ぶり、個々の議員さんはそれぞれのやりようで頑張っておられる、自分自身も自分なりにやっていますという状況の中だけけれども、一般の市民の皆さんが我々22名の仕事のやりようとか、機関としての議会の仕事のやりようというのをごらんになったときに、共通の理解の土台があると言われると、極めて厳しい現実があるということだと思うから、議会費中立ですという部分を前面に出して市民の皆さんに仮にご説明をしたとしても、何だよ、給料5割増しかという話のほうが出てしまっていて、多分話は進まないだろうというふうに思います。

それなりの仕事、それ以上の仕事をするのですということをきちっと明示したとしても、実際にやっている姿を見てからでないと、市民の皆さんは多分納得なさないでしょうねというところだと思うので、非常にしんどいことですが、先にそういう議会の形をつかって、そういう形で議会の議員さんが今まで以上に、今一生懸命やっておられる以上にしつかりやるという姿を市民の皆さんにごらんいただいて、そこから初めて議論ができるのではないかなという判断に最終的には落ちたので、そういう今の形では、当面はこのままという話かなというふうに思っています。そういう考え方があるのは重々承知をしているし、自分自身も考えのプロセスの中ではそういうこともしっかり考えましたが、そういう形ということでご理解いただければと思います。

委員長 安道委員さん。

安道委員 山本委員さんにお聞きしたいのですけれども、なぜ中核市や政令市なのかということです。

入間市は違いますよね、人口比でいったならば。そちらの水準に合わせていくという、市のあり方や機能も違っていているわけです。役割や働き方も違うと思います、そういうふうな大きな自治体と入間市とでは。そちらに合わせてやっていくというふうなところに、むしろ無理があるのではないですか、その考え方に。

この間も、これ示しましたけれども、全国でいったならば、むしろ入間市は全国水準でいくと4番目に少ないです、13万人から17万人未満の都市で比較していくと。これは政令市でも何でもなくて、同じような規模の自治体の実態です。現状です。この中では、それぞれの自治体できちんと機能しているのだと思うのです。こういうふうな状況の中で、これ以上に削っていくといったならば、では入間市はきちんと機能していくのだろうかというふうなところが、むしろ非常に懸念される。これだけの、もう既に削っているわけです、全国のレベルでいったならば。やっぱりこのところをちゃんと見るべきではないのでしょうか。なぜ政令市や、そういう中核市なんかの規模の役割でというふうにしていくのか、むしろ不自然だというふうに感じたのですけれども。むしろ実態はこういう状況ですよというふうなところからスタートすべきではないのでしょうかというふうなところ、どうなのでしょう、そここのところ。

委員長 山本委員。

山本委員 例えば中核市さんでいけば、保健所を持っていますよね。所沢も川越も病院も持っているのかな。中核市になったらなつたなりに、私たちのまちよりも広い所管範囲と高度な専門性が求められる中で、人口2倍で、議員の数はそれだけでちゃんとやっているわけです。うちが一般市の状態でそこまで人数減らしたとしても、同じ仕事量にはならないです。うちには保健所がありませんし、市立高校を持っているわけでもないし、所管の事務という部分では、余り多くの事務移譲を県からも今受けていない状況ですから、認識するところ。中核市であったり、所沢は中核市になったのかな。いずれにしろ、そのレベルの議会の議員さんの8掛けとか7掛けの所管範囲で仕事をすることになるので、向こうさんでそれなりにきちんとやれているという状況があるわけです。市民の陳情がほとんど届かない議会に所沢市議会がなったなんていう話聞いたことないですし、十分機能しているということで考えると、16人、人口1万人に1人、議長さんのところまで入れれば9,000人ちょっとぐらいになると思いますけれども、考えられる、うちの議会としてぎりぎりまで削ったとして最低限ここまでですねという部分の数字の出し方としては、私妥当性があるというふうに思っています。最低限この人数であれば何とかやれるでしょうという話の数字として提示をさせていただいているということでご理解いただきたいなというふうに思っています。

もう少し話をすると、お隣町がうちより多いから、うちはこのぐらいで十分なのだという

ロジックで議論を組み立ててしまうと、お隣が突出してばんと下げられたときに、もう太刀打ちできなくなります。やっぱりその部分からいくと、安道委員さん今おっしゃられたような議員の職責、議員の仕事の範囲がこのぐらいあるので、それでいくとうちのまち全体をこういうレベルでカバーするためにはこのぐらいの人数が要るのですという部分の説明が市民の皆さんに対してできないと、非常に弱い論拠づけでの議論にならざるを得なくなると思うので、よそさんの数字というのは非常に大きな参考になるし、私の中核市と出しているのも同じようなことなのだけれども、そこからもう一步踏み込んだ議論をしないと、多分市民の皆さんを納得していただけるところまでの議論にはならないだろうなという心配をしているということはちょっとご理解いただけたらというふうに思っています。

議論の結果として、これだけ22人いなかったら、仕事量として、市民の皆さんの望むところの仕事量がカバーできませんということがきちんと説明できたなら、そこで落ちるのだと思うのです、ここの議論も。そういう形で議論ができたらなというふうに思っています。

委員長　ほかにご意見は。踏み込んだ議論というか、ほかにありますか。定数についてはこの辺にしておきますか。結論として、だからどういうふうな数字に。

永澤委員さん。

永澤委員　私の記憶違いだったらあれなのですけれども、要するに今回ここで議論するのは今回の選挙を見据えてのことなのか、長期的なものなのかというのをきちっと決めて論じましょうというお話まで私っていたような記憶があるのです。今またもとに戻っているのですけれども、要するに12月までに結論を何らか、そうしたら議論しているという過程が大事なことから、長期的なもので構わないのではないかというご意見と、何かいろいろあったようにも思うのです。ちょっとその辺を議論する上で、それによって山本委員も、12月だったらちょっと今回の数字はという話もありましたよね。何かそのあたりまで、確かに私……

〔(もっとじっくり話しましょうか) と言う人あり〕

委員長　もっとじっくり。

小島委員　定数16というのを、山本委員もありきではなく考えてほしいということは、それで山本委員も納得してくれて、では長期的になるかどうか、それは少しずつ話し合いの中でというふうに僕は受けとめたのですけれども。

委員長　山本委員。

山本委員　要するに、次の改選がもう来年3月に迫っていますと。現状を維持するのかどうか決めないといけませんというのが一つの焦点としてありますよね。それは認識をしています。ただ、現状を維持しようとするならば、何で22人議員が要るのですかという部分の説明がきちんとできないと、また直前に陳情書出てくるのではないですかという話です。陳情書一枚で総崩れになってしまうという状況というのは、また無原則に人数を減らすことにつながっ

てしまうので、22人どうしても必要なのですということが、こうこう、こういう理由でということがきちっと説明できるところまで煮詰めていく必要があると思うのです。その部分の議論の結果を見て、22人最低要るよねということでこの大多数の合意がとれるということであれば、そこで決まるわけではないですか。そうしたら22人ですねということになる。その議論までは暮れまでにやらなければいけないねということだと思ふのです。

そこでやっぱり22人置かなければならない理由が見つからないとか、22人で市民に説明しようと思ったけれども、市民から総攻撃食らったみたいな話になったときには減らすことを考えなければいけなくなるわけだから、その部分、市民の意見の聴取も含めて暮れまでに22人という数字を維持するかしないかは決めないといけない。しないのだったら、急いで暫定的なものでも定数決めないといけなくなりますので。その部分までの議論は、少なくとも暮れよりも少し前ぐらいにやらないといけいないねということだと思ふのです。

だから、私自身としても各会派の皆さんにお伺いしたいのは、何で22人最低必要なのでしょうかというご質問を、ちょっとあえて投げかけさせていただきたいなというふうに思ふのです。これは、別にそのことにかみついてどうこうしようという話ではなくて、何で22人最低議員が必要で、それは議員さんがこういう仕事をするからですよという部分の説明をぜひ各会派の皆さんからいただくと大変ありがたいというふうに思っています。そのときには、ぜひお隣町がどうだからとか、全国で削減率がどのぐらいだからということだけではなくて、それも重要な判断材料の一つなのだけでも、そうではなくて、うちのまちの議会の議員さんを幾人にするかという部分のデザインをするときに、うちのまちでこういう議員さんの増で、こういう議員さんの仕事ぶりをやる中では22人いないと回りませんという部分の、ぜひ市民の皆さんにご説明して納得してもらえような形での論拠立てをぜひお聞かせいただくと大変ありがたいし、それをきちっと議論していく中で、暮れまでに結論が出ればいいのではないですか、22人にするのかしないのかという部分を。やっぱりもうこれは減らさなければしょうがないという話になれば、それはそこから、では幾人にするという話につながっていくと思ふので、まずそこからではないでしょうか。

会津若松のほうでやられたような議員の職務範囲、議会公務と政治活動と選挙運動のゾーン分けみたいなことも参考にしながら、議員の仕事量、議員の仕事のあり方、深さ、方向性みたいな部分を少し整理してみたらよろしいのではないのでしょうか。そこからだと思ふ。その部分で議論が煮詰まっていけば、多分報酬だとかほか、長期、中長期で、さらに中長期の部分で検討していくことにも、検討の土台になっていくだろうと思ふから、そこから整理したらいかがでしょうか。

委員長 今、山本委員さんが言われたように、22人の説を主張する方は22人の根拠、山本委員さんの場合は大体説明的にはあったと思ふますけれども、その辺の議論を深めていく議論をする

というふうな内容の中で、今ちょっと議論が余り出なかったので、きょうのところはこの辺にしておいて、その辺の根拠についてというふうな議題をまた持ち帰っていただいて、また持ってきていただくように、今ちょっときょうのところはこの辺でというふうな話をさせていただいたのですが、決をとるにはまだ、もうちょっといろいろな、本当踏み込んだ議論というか説明というか、他市がどうだからどうのこうのということではなく、仕事量とかそういうふうな根拠ですか、そういうふうなものをもうちょっと出していただかないとというふうな今、山本さんの意見ですよね。

そういうふうなところを考えてきていただいて、市民から何を言われても、その数なら数に決まった場合には、その数でちゃんと説明できるような内容にしておかないと、いずれは大変な、結論を出していかないといけないような時期が来ますので、ということでよろしいでしょうか、きょうのところは。決をとるとか、今すぐとるとか、とらないとかということではなくて。

山本委員さん。

山本委員 ぜひちょっと各会派でお考えいただいて、また率直にお聞かせいただけると我々としても大変ありがたいというふうに思いますので、その辺ちょっとまたお手間とらせて恐縮なのですけれども、ぜひお願いしたいなと思っています。

きのう、おとといと、ちょっと個人で名古屋市のお隣の自治体2つほど議会改革の関係で見に来てお話ししてきたのですけれども、さっきぼそっと私申し上げたけれども、お隣が突出して議論が始まると総崩れになってしまいますよというのは、その2つの自治体がまさにそういう流れの中で今、議会改革の取り組みを急いでされているという話をお伺いしてきました。東海市さんと知立市さんですけれども、お隣が名古屋ということで名古屋問題、河村市長さんの問題等々でやっぱり定数半減、給料半減みたいな話をされると、お隣の自治体にも全部波及しているというお話は、やっぱりどちらの議会の改革委員長さんお出ましたのですけれども、そういう話をお伺いしてきたところです。自分のまちから組み立てたロジックをきちっと持っていないと、ほかからの要因でどかんとやられてしまうという部分というのはやっぱり否定できない部分だと思うので、22人を維持したいということでお考えになっておられる会派が多いようですから、ぜひその部分はしっかりと組み立てでお聞かせいただけると、後の議論もスムーズにいくだろうし、市民の皆さんに説明をするときにも、より高いレベルのご納得をいただく材料になるだろうと思いますから、その辺ちょっとぜひご検討いただけたらと思っていますので、委員長のお取り計らいをお願いします。

委員長 今、地方分権とか地方主権とかいろいろ言われている中で、地方議会がしっかりと立場を決めていかなければならないときになってきているということで、議員定数についても大切な問題だと思いますので、今山本委員さんも言われたように、いろいろな他市の状況もある

と思いますが、その根拠、市民から質問されたときには説明できるようなしっかりとしたものになっていくような方向で進んでいきたいと思っておりますので、またご検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、その次に移っていきたくと思っておりますが、同じく3の議長任期についてと議長の立候補制についてを議題といたします。

〔(報酬はそのまま) と言う人あり〕

委員長 報酬は、今のところは済みません。私の判断でちょっと今進んでしまいましたけれども、報酬についてはどうです。今おおよそ聞いたのですが。

小島委員 現状。

委員長 現状で。

公明党さんは。

永澤委員 現状。

委員長 現状で。

山本委員さんは。

山本委員 当面現状なのですけれども、これ定数の関係で各党派のご意見をお聞かせいただくに当たって報酬のことも念頭に考えてきていただけると、より議論深まるのではないのでしょうか。要するに、議員さんがどういう仕事を、どういう形、どういうかかわり方でやるのかによって対価決まるわけですから、ある意味セットの議論だと思っておりますので、人数減らして専門性高くして高い給料という方向でベクトル書くのか、あるいはもう審議会的な、本当に市民の皆さんに広く入ってきてもらいましょうというような議会にするのだったら、報酬はもうぐんと下がるわけですから、それ以外の組み合わせもないわけではないですけれども、なかなか多分リクルートが難しいですねという話になると思っておりますから、そういう部分の絵を念頭に置きながら、定数とあわせて議論したらよろしいのではないですか。だから、定数持ち帰りということでお取り計らいいただけるのであれば、報酬もあわせて持って帰っていただける形でいいのではないのでしょうか。

委員長 今、現状というふうなご意見が大方のようでしたが、その現状ということについてもある程度根拠、その辺のところを文章というか言葉というか、あらわせるような方向のものにしていていただきたいと思っております。よろしいですか。なかなか奥の深い問題ですが。

ということで、では定数と報酬についてはそのような方向でよろしいのでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 次に、3の議長任期についてと議長の立候補制についてを議題といたします。

この件につきましては、前回の委員会を持ち帰りとなっていましたので、各党派より検討結果の報告をお願いしたいと思います。

〔(大体前回) と言う人あり〕

委員長 前回やったよね。やって、それで……

〔(やったんですけど、ちょっと) と言う人あり〕

委員長 うちのほうでちょっと何か出たので。

横田委員さん。

横田委員 議長の任期についてなのですけれども、この前は保守系として原則2年の、例外で1年間というようなお話をしたかと思うのですが、原則1年で再任して2年までという、再任というのですか、という形でという話です、保守系のほうは。

立候補制については、立候補はもちろん立候補表明するのですけれども、候補者が二、三分ですか、説明をして判断する。要は手を挙げるという形だけぐらいということです。

〔(補足) と言う人あり〕

委員長 小島委員。

小島委員 ただし、その場合、議長が辞職した場合ということでございますので。当たり前のことですけれども。

〔(じゃ、今と変わらないということ) と言う人あり〕

委員長 ちょっと今、今と変わらないのかという。

〔(結局そういうことですね) と言う人あり〕

委員長 そういうふうに言ったの。

小島委員 立候補表明はしています。

〔(あと任期の問題でしょう) と言う人あり〕

小島委員 2年を上限。

委員長 2年を上限ということでね。はい、わかりました。

山本委員さん。

山本委員 議論をお伺いしていて、ちょっと困惑しているのですけれども、そもそも議長の任期というのは地方自治法上4年と決まっています、それについて、それより下にある会議規則なり何なり申し合わせ等々で4年できないようにルールを決めるということが、そもそもいいことなのだろうかということです。

それが1つあるのと、要するに慣例で辞表を出すものとするみたいな話で、不文律でしょう、この部分は。原則1年で辞表を出さない場合もありますねという話だと、現状と変わらないですねという話になるのかなというものが1つあるのと、あと手は挙げるけれども、所信聴取はしないということですよね。私やりたいですと手を挙げるだけで、よろしくというところぐらいまではあっても、議長になったらこんなことをやりたいと思っていますとか、皆さんご賛同お願いしますとか言って演説張るようなことは想定されていないということで

すね。そこを……

〔(二、三分ぐらい) と言う人あり〕

山本委員 二、三分。

委員長、いいですか。

委員長 山本委員さん。

山本委員 うちのほうで想定していた所信聴取というのは、やっぱりもうちょっとしっかりしたものを考えていたので、当然私はこんなことをやりたいと思っていますという所信表明があって、それに対する質疑も受けていただかないと、それどういう意味ですかとか、これ具体的にどうということなのかとかいう部分も、当然投げかけがあれば返りはありますから、質疑も受けていただかないとねという部分は私どもとしては想定をしていましたので、ちょっと思惑が違うのかなというところで理解させていただいたのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 表明をするという感じで、聴取ではなくてということでした。

委員長 公明党さん、永澤委員さん。

永澤委員 この前は皆さんの意見を聞いただけでしたっけ、結局ね。

〔(具体的な内容までは) と言う人あり〕

永澤委員 内容までは、まだ全然あれだったのですよね。

保守系さんの場合は、では再確認なのですけれども、今のやり方がいいという形での、要するに辞職しない限り2年にならないわけですよね。

〔(辞職しない限り2年になる) と言う人あり〕

永澤委員 ああ、辞職しない限り2年になる。辞職した場合……

〔(どっちかといったら、しないで2年やるという議論のほうが) と言う人あり〕

委員長 横田委員さん。

横田委員 一応1年という形。

永澤委員 ああ、一応基本的には1年。

横田委員 なのだけれども、2年までやるという。

永澤委員 今までの私いけないなと思ったところというのは、結局知らない間に辞職が決まっていて、知らない間に次の方も何となく決まっていてというのはよくないのではないかというのが一つの方向性だと思うのです。例えば、それが1年だろうが2年だろうが、きちっとそこで任期が終了するということが担保にないと、結局また同じことになるかなというふうに思うのです。なので、ちょっとその辺のところは今明快にわからなかったのですけれども、自分が

おりない場合も……

横田委員 おりない場合のほうが、基本的には多くて2年までやるということなのですからけれども。今は1年で、今回はまあ2年でやりましたけれども、今までは1年で慣例的におりていましたよね。

永澤委員 はい。それを。

横田委員 1年なのだけれども、おりないというのですか、おりないで2年までやる。ただ、確かに自治法上は4年という原則はあるのでしょうかけれども、2年までというのが保守系の考えです。2年までやる。

〔(やっても2年まで) と言う人あり〕

横田委員 1年でおりにすることもありますが。

委員長 いいですか。

山本委員さん。

山本委員 そのところで、自治法上の4年という部分があって、1人の人がずっと辞表を出さなかったら4年任期末までやれるわけですよね、同じ議長さん、法律上の想定はそうだから。慣例的に辞表を出すという流れで来ていて、今のこれ不文律のたぐいで紙には書けないレベルの話なのですからけれども、最大2年で再任を妨げるという決めになるわけでしょう、その構想の中では。2年で必ず辞表が出てかわるということを想定して、そういう約束事にしようねというお話だと思うのだけれども、それでいいのかという話です。そういう決めをしてしまっているのだからという部分は、ちょっとひっかかる部分なのです。

うちは前回申し上げたとおり、そもそも2年にして、再任は妨げないという形にしましょうということで考えていたので、それは病気で続けられないから議長をおりられるとかいつて辞表が出るケースは、それはもうどんな決め方してもあると思いますから、実態の運用がどうなるかというのは何とも言えませんけれども、基本的な骨格の決めとしては2年、中間に1回信任的に節目を入れるという形の決めにしておいたほうがいいのではないということ。そういう形で落としていかないと、ちょっと2年で再任を妨げるので、必ず辞表が出ないといけないみたいな申し合わせみたいな話になってしまうのがいいことかどうかというのをもんでいただいたほうがいいたろうなというのはちょっと思います。

委員長 共産党さんは。

安道委員 前回言ったとおりです。うちの場合は、2年でいいのではないですかというようなことで。

委員長 今、山本委員さんの言われたのは、2年目のところで節目で。

山本委員 だから、一応申し合わせ上2年にしておいて、形式的に辞表は出していただきましょうと。そこでもう一度決め直すことになるのだけれども、同じ人が立候補してもいいというロジックにしておけば、ずっとこの人に続けてもらえばいいねということであれば、同じ人が選任

されて4年間結果やる形になるということです。そのロジックでやっているところが幾つかあるというふうには聞いていますけれども、やめてもう一度同じ人がなるといのが見栄えがいいかというところの議論は逆にあるので、出さないところで、事務事業評価ではないですけれども、議長さんに対する評価みたいなのをどこかでやって、うちの所信聴取に近いような形のものをやって続けるかどうか決めた上でやっていくような形というのものもあるかもしれないし、細かいディテールはちょっと考えるとしても、大体2年で1回節目が来て、やっぱりこの人はかわってもらわないといけないねという話になれば2年でおりていただきましょうということを担保されるような仕掛けにはいかがかということだと思っているので、大体多摩市さんなんかも2年されていたのですよね、たしか去年行った。多摩市さんも2年にされたのでしたっけ、これからされるのだったかな。いずれにしても、2年で再任を妨げる、妨げないという形でやられているというような話もちらっと聞いたことがあるような気がします。ちょっと違っていたら申しわけないですけれども、そういう形。

だから、2年の申し合わせにしておいて再任は妨げませんということに決めておいて、所信聴取からきちっとやればいいのかではないでしょうか。その意味での2年で再任を妨げない、所信聴取、質疑も含めてちゃんとやりましょうということではいかがかなというふうに思っています。

委員長　　みらいさんはそういうふうな。

永澤委員。

永澤委員　その辺の結局4年の任期を2年に切ることが自治法上厳しいということ、反対にもう一度、それこそこの問題は持ち帰っていただいて、最大2年までということですよ、今回ご意見が、皆さんのね。だから、その辺が可能なのか可能ではないということ、ちょっと事務局のほうでその辺がわかれば、それで答えを持ってきていただかないと議論に。

委員長　　事務局長。

議会事務局長　その辺の話は、今山本委員さんのおっしゃったとおりだと思うのです。法律上4年ありますよ。そこを1年交代にするのか、2年交代にするのか、その辺の決めはまさに申し合わせなので、どうしなければいけないということはないと思います。

〔(保守系さんは、最大2年までと) と言う人あり〕

議会事務局長　そうです。ですから、それも確かに4年の中で2年というふう限定するというのは、例えばそれを条例等でかつちり決めるとなると、それは違反になると思いますけれども、ただ申し合わせの中で2年上限ですよというのは、まあ許容範囲なのかなとは思いますが。ただ、それも結局辞表を出さなければ、今度自治法上生きてきてしまいますので、それを無視するという形になれば。それはやはり申し合わせなのですね、どんな強い決め方をしても、というふうには私は考えますけれども。ただ、申し合わせを守るか守らないかという

ところだと思うのです。

以上です。

〔(いいですか、済みません) と言う人あり〕

委員長 永澤委員さん。

永澤委員 今やっているこの議員任期は、今申し合わせの事を決めているのですか。

委員長 そういうあれでは。

永澤委員 要するに、申し合わせだったらこんなにしなくてもいいと思うのですけれども、私は今議会改革特別委員会の中で、最終的な議会基本条例を視野に入れての発言をしているつもりなのですけれども、それが条例ではなくて、あくまでも最後まで申し合わせということなのか。その辺が非常に、今どうなのですか。

委員長 ちょっと待ってください。整理しますね。

申し合わせの検討事項というのも議会改革の中にも入っているし、それであると条例化するという事はちょっと難しいのかな。その辺は局長、どうですか。

議会事務局長 今の私の説明ですけれども、2年というふうに限定して条例化することはできないと思います。

委員長 山本委員さん。

山本委員 要するに議長の任期の設定というのは内々のお話で、かつ文章化できない性質の話です。

ただ、所信聴取会をやりますとかいう部分は基本条例に盛り込める話だと思います。議長さんの選挙をするときには、必ず市民の皆さんの見えるところで所信聴取をやってから決めましょうねという決めは書けるという話。ただ、議長の任期を2年にして、3年にはわたれませんよということを条例化することはできませんので、そこは切り分けた話になるのだろうなというふうに理解を私もしているところです。

そういう形のロジックになるのだろうと思うのですけれども、現実の運用として2年で再任を妨げますという申し合わせしたときに、たまたまなった人が、やっぱりおれ3年目もやりたい、おれもう4年やるのだと自分で決めてしまって辞表を出さないとやってしまうと、よそさんで時々起こっているような形での、あの天岩戸騒動が起こるわけです。議長室かぎかけて出てこないとかいって、会議が流会になったという話も、定例会自体が流会になってしまったという話も、たしかお隣だったと思いますけれども、過去にあったような記憶がありますから、余りおかしな、要するに合法的におかしなことができってしまうような決めというのは、ちょっと申し合わせにはそぐわないのだろうという気がします。申し合わせ違反だ、問責だみたいな話になってしまうのもぶざまな話ですし、その部分でいくと2年で節目が入るといぐらいの緩やかな決めにしておくほうが納得していただきやすいのではないのでしょうかねということだと思うのです。

最終的には、どういう決めたって辞表が出なければ4年間務められてしまうという大前提がある中での話なので、いや、おれは続けてやりたいから、もう出さないのだみたいなところに追い込んでしまうようなルールの決め方というのは、恐らく後々トラブルのもとになってしまうかなという心配を逆にしてしまうところなので、その辺もちょっともんでいただいて、いい形で決めていったらよろしいのではないのでしょうか。

委員長 横田委員さん。

横田委員 1回ちょっと会派に帰って、もう一回これ持ち帰りします。

委員長 では、そういうことで、今持ち帰りしたいというふうな話が出ました。

それでは、議長任期については持ち帰りということで、あわせて今ちょっとまだ議論が出ておりませんが、議長の立候補制の中で表明するという事は表明するけれども、3分程度で一応自分がどういうふうにやりたいのかというふうなことはやると。ただ、質問をするということはないというふうなのが、今保守系さんのほうの話ということでよろしいですか。

〔(今、わかんない状態で決まっているところを、こうですよと立候補する) という人あり〕

委員長 今、だれが立候補しているかしていないかわからない状態で、記名して投票するようなシステムではないほうがいいと。その辺のところについては、あわせてあれですかね。もう時間もそろそろあれなので、きょうはこの辺にしておいて、また質問をするとかしないとかというふうな内容も含めてご検討してきていただければと思います。

それでは、次回でいいですか。この程度にしておいてよろしいのでしょうか。次回は早く進むのではないかと思います。次回は決まっていなかったつけ、次回の日程は。決まっていない。

〔(委員長、いいですか) という人あり〕

委員長 はい。

山本委員 次、市民アンケートについてと議題に上がっているではないですか。これの議論自体を後ろへ引っ張っていくと、どんどん時間かかりますので、余りこれ議論自体を後ろへ送ってしまうと、とりたいと思っても、もう時間切れでとれなくなってしまうという話かなという気がしているのです。うちとしては、これきのう、おとといと、きのうか、知立市さんへ行ってきましたけれども、知立市さんのほうはもう入り口でとられていて、やっぱりここの特別委員会の議論を進めていく上での合意形成の土台のツールとしての市民アンケートの結果で、市民の皆さんの声がこういう方向にあるというのを共有するというのは大事なことだと思うので、ぜひ早い時期にとれる方法でとったほうがいいと思うのです。

それをするにしてもご理解いただいて、とるにしても時間かかるので、ちょっと早目に決めていただかないと、時間切れでとれませんでしたねという話になってしまうのは、

うちらとしてもちょっといかなものかと思しますので、この辺はちょっと議論急いでいただきたいというふうに思っています。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 市民アンケートということに対しての、この内容というのかしら、確かに肝心な聞きたいというのは定数とか報酬とかありますよね。それは先ほども市民感情からしてとか、山本委員もさっきから言っていました。つまり、市民の意向というか、大体考えはわかっている前提で話しているように思うのですけれども、あと具体的にはどのようなことを市民のほうから、議員なりに考えながら、今議会改革をしているわけですけれども、あと市民の人たちに聞きたいというか、どのようなことをアンケートで聞きたいと思っているのか。そのところをうちのほうは、ほかの人たちは、もうそれはわかっているのだから、もういいのではないのという、ここまで来ていて、これからできるかということもあるのですけれども、そこら辺のことはどう思っていますか。

委員長 山本委員。

山本委員 大体あちこちで、もうアンケートはとられているのですけれども、もう大体項目はどこも、基本的には骨格部分って一緒なのです。ディテールを、ここで例えば作業部会つくってもみましようといって平からやったとしても、ほとんど同じぐらいの25項目とかの項目になると思います、多分。やっぱり市議会が市民に開かれているというふうにお感じですかとか、そもそも身近に市議会議員知っている人いますかというところから入っていく話になっていかざるを得ないので、そういった部分から入って行って、議会だより見ていますかとかいうところも含めて、議会を改革したほうがいいのかと思いますかとかいう事柄が具体の項目としては、大体皆さん思いつかれるような項目というものをに入れて聞くことになるだろうというふうに私は思っています。

既に把握していると言うのですけれども、私も皆さんも自分の立っている場所から見える景色の人のことしか見えなわけです、当たり前ですけれども。会ったことも見たこともない人、駅ですれ違うだけの人の声をどこまで聞いているかという部分というのは見えなわけですから、自分が見えている景色と、全体で無作為抽出して出してくる答えというのが必ずしも同じとは限らないので、その部分は中立的に全体として満遍なくとってきたら、3分の1ぐらいの人が例えば定数はこのままでいいよねと実は思っていましたという話があるかもしれないというのはあると思うのです。そういった部分含めて、ニュートラルなところで市民の全体の意向をとらえ直すという作業をきちんとやったほうがいいだろうなという気はするのです。議員が見える景色というところは限りがありますから、その部分があると思うので、そういうツールとしては有用だと思っています。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 自分の知り合いだけではなくて、大ざっぱに言えば、例えば市議会議員の投票率とか、それからこの間市民アンケートの中での議会だよりをどのくらい見ているとか、そういうことから、いろいろな部分で分析すれば自分たちなりに、例えばまた時間かかるかもしれないけれども、そういうものを分析すれば、お金もかからないで、ある程度のあれはできるのではないのかなと思うのです。そういうことをしないで、一挙に市民アンケートということでもないのかなと私は個人的には思うのだけれども。

委員長 山本委員さん。

山本委員 お考えとして、それは前段としてやるべきことだろうなと思うのですが、やっぱりそれだけではちょっと足りないかなという気がしているのです。結局投票率やっぱり4割そこそこだから高いとはいえないですよ。ただ、横ばいで来ているのですよね、このところ。大体恐らく来る人と来ない人と、ほぼ二極分化しているのかなというイメージはとらえられるかもしれないけれども、あくまでイメージであって、本当にそうかという部分についての検証って、そこからのデータだけではやりようがない話ですよということなのです。限られた、市民意識調査のほうに出ている項目も2つか3つしかなかったと思うので、議会に関する項目って。その部分の中から、イメージとして広げていくことはできるけれども、それが本当に市民の皆さんの思っていることと一致しているかどうかというのは確認のしようがない。イメージを広げれば広げるほど、その信憑性というのはだんだん、どうしても人間がやっていることですから薄くなってしまいますので、それだったらもうきちんと無作為抽出で、一次情報としてアンケートをとってくるほうが間違いはないし、それを土台として議論をしていくという部分では確たるデータとして使えるだろうというふうに思うのです。

それを見て皆さんがどういうふうに、そのアンケートの結果見て、厳しいものが出るのか、そうでないものが出るのかわかりませんが、その部分から、ではここはやらなければいけないねという部分の合意点みたいなものは、多分そのアンケートの結果を見てくる中で作り出せていけるのではないのかなという思いを、やっぱりちょっときのう知立市さんへ行って話聞いてきて強く感じましたので、金かけない方法、できるだけお金の余りかからない方法を選択して、早いうちにやったほうがいいと私は改めて思いますので、よろしく願いします。

委員長 わかりました。一応アンケートの、今ちょっといろいろ話が出てきましたが、次回やりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次回日程については、まだ決まっていないと思うので。

〔(済みません) と言う人あり〕

委員長 はい、どうぞ。

永澤委員 よろしいですか。本当に今回せっかく持って、また同じところでストップしているのです。

こういう状況でいいのかなというのを、もう5月ですよ。ある程度のところで、2年間でやらなければいけないというのを、中期のものも、短期のもの、短期、中期のものに全く手を出していないまま来ているということで、議論になっていないのではないかなという気がするのですけれども。もし今後やるのであれば、もう5時までとか徹底してやるとかしていかないと、到底もう間に合わないですよ。間に合わないというか、もうここまでにするというふうにしてしまうのか、非常に私は毎回参加していて疑問を感じるころがあるのですけれども、ある程度進めていかないと、予算・決算審査のあり方も、ああ、まだやっていなかったのだと非常にここで感じているのですけれども、次回この検討課題についてと、ここにまた出てきますよね。これもきょうさわらずに終わるのであれば、もう新規課題どこまでいけるのかという、非常に危惧をしているのですけれども。

委員長 よくわかりました。正直きょう結構ある程度大きな部分が、一応決とりましたので、あとはいろいろあると思いますけれども、進んでいけるように一生懸命やりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

山本委員さん。

山本委員 ちょっと事務局に具体でお伺ひしておきたいのですけれども、これ検討未着手の項目って全部で幾つ残っているのだろう、今。全体でどのぐらいまで、ここ議論進んだのかな。それちょっと教えていただきたいのですけれども、客観的な話として。

委員長 では、次回までにちょっとそれはやってきてもらってあれかな。あと、だから……

山本委員 いや、これ前から順番にやっているわけではないでしょう。

委員長 大体……

山本委員 基本前からのような気もするのだけれども、でも。

委員長 ちょっと休憩しますか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 では、ちょっと休憩します。

午後 3時44分 休憩

午後 4時07分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

ほかになれば、次回の日程についてご協議をお願いいたします。

日程は、6月5日9時半から開会したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

△ 閉会の宣告（午後 4時08分）

委員長　それでは、これもちまして、議会改革特別委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲